

06 外務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
外務省	060010	中国南通市訪問団に対する短期滞在査証の免除	出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	中国人については査証が必要である	C		本年9月15日より、中国国民訪日団体観光の査証発給対象地域が、江蘇省に對しても拡大されており、更なる緩和措置については、本件団体観光制度の運用状況及び不法滞在、不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ適切な措置を検討していきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。その際、地方自治体が招聘元となる場合においては、国による招聘に準じ、査証申請書類の簡素化等が実現できないか検討されたい。	本年9月15日より、中国国民訪日団体観光の査証発給対象地域が、南通市を含む江蘇省に對しても拡大されたが、本市との友好都市提携に基づき、南通市人民政府が派遣する訪日団は、本団体観光制度の緩和措置の適用を受けて来日するものではない。本提案は、両市の友好交流を促進する目的のため、本市が作成した申請状をもって南通市人民政府が在外公館に査証申請を行う訪日団に限定しており、当該訪日団に係る査証の免除(もしくは査証手数料の免除、査証申請書類の簡素化)を求めたものである。	現時点で査証免除を実施することは困難であるが、地方自治体が招聘する場合など我が国に招聘者が存在する場合には団体観光によらずとも短期滞在査証の発給が可能である。右手続きの簡素化については、現時点で具体的な内容やスケジュールを示すことは困難であるが、各種影響等を総合的に考慮しつつ検討を行っているところである。	姉妹都市との交流事業など地方自治体が招聘元となる場合について、査証申請書類の簡素化や手続きの迅速化を図ることが出来ないか、再度検討し、回答されたい。		地方自治体が主催・共催し、招聘元となる事業に関しては、これまで個々のケースにかんがみ、迅速な査証発給を行うよう努めているところであるが、今後、豊橋市が主催・共催し、招聘元となる事業に関して南通市関係者から査証発給の申請が行われる際に、更なる査証発給の迅速化がどのような場合に可能か検討し、措置してまいることとした。	1046	1046020	豊橋市	とよはし国際交流構想	友好都市中国南通市訪問団に対する短期滞在査証の免除	友好都市中国南通市からの訪問団に対する短期滞在査証を免除する。(外務省設置法第4条第1項13号)	本市は、昭和62年5月中国江蘇省南通市と友好都市提携を結んで以来、南通市と活発な交流を行っている。平成15年9月1日より中国政府は観光等の目的で15日以内の日本国籍の者には、査証を免除する措置をとり、これ以後、本市から訪問団を派遣する際の査証取得手続きがなくなったが、南通市からの受け入れには従前どおりの査証取得手続きが必要とされている。(南通市は査証取得手続きに相当の時間を費やし、また手数料として一人あたり約3,000円負担している。)友好都市との人的な交流をより一層推進するため、友好都市提携に基づく訪問団に対する短期滞在査証を免除するよう要望する。		
外務省	060020	韓国人観光客への短期滞在査証の免除	出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	韓国人については査証が必要である	D-4		韓国人に対しては、愛知万博の開催期間にあわせ明年3月初めから9月末日までの期間限定査証免除を実施する予定であり、この期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討することとしている。貴県からも、期間限定査証免除の結果を見つつ検討していきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	「期間限定査証免除の結果を踏まえて検討」とあるが、どのような指標により判断することになっているのか、お教え願いたい。査証免除期間内に検討状況を公表するのかがどうか、お教え願いたい。	期間限定査証免除の結果を踏まえた恒久的査証免除措置については、査証免除が与える各種影響等を総合的に検討した上で決定すべきであると考えている。査証免除期間内に検討状況を公表するの可否について、その必要性を含めて適宜状況を判断しつつ、対応していきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	恒久的査証免除措置が実施される場合には、それにあわせて観光客誘致などの対策が効果的に講じられるよう、査証免除時期の決定を速やかに行っていただきたい。		恒久的査証免除措置については、期間限定査証免除の結果を踏まえて検討することとなるが、措置が決定され次第、速やかに発表を行うこととした。	1112	1112010	長崎県	しま交流入口拡大特区	短期滞在査証の発給手続の簡素化	韓国人については、出入国管理及び難民認定法第6条第1項本文により、日本への入国に際しては査証を所持しなくてもよいこととなっているが、対馬を訪れる韓国人観光客に対しては、特例として短期滞在査証を免除する。	韓国との国境の島「対馬」において、韓国人観光客のノービザ化、若しくは既に規制緩和が実現している韓国人観光客と同様、個人観光客の査証申請時における提出書類の簡素化による観光客増加と雇用創出等への効果や不法就労等の問題点の検証を行う実験を、特区として実施することを要望する。	

06 外務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
外務省	060030	韓国人大学生団体旅行者への短期滞在査証の免除	出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	韓国人については査証が必要である	D-4		韓国人に対しては、愛知万博の開催期間にあわせ明年3月初めから9月末日までの期間限定査証免除を実施する予定であり、この期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討することとしている。貴県からの要望についても、期間限定査証免除の結果を見つつ検討していきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	「期間限定査証免除の結果を踏まえて検討」とあるが、どのような指標により判断することになっているのか、お教え願いたい。査証免除期間内に検討状況経過を公表するのかどうか、お教え願いたい。	期間限定査証免除の結果を踏まえた恒久的査証免除措置については、査証免除が与える各種影響等を総合的に検討した上で決定すべきであると考えている。査証免除期間内に検討状況を公表するか否かについて、その必要性を含めて適宜状況を判断しつつ、対応していきたい。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D-4		恒久的査証免除措置については、期間限定査証免除の結果を踏まえて検討することとなるが、措置が決定され次第、速やかに発表を行うこととした。	1112	1112020	長崎県	しま交流人口拡大特区	短期滞在査証の発給手続の簡素化	韓国人については、出入国管理及び難民認定法第6条第1項本文により、日本への入国に際しては査証を所持しなければならないとなっているが、対馬を訪れる韓国人大学生団体の旅行者について、当該大学の承認がある場合には、短期滞在査証を免除する。	韓国との国境の島「対馬」において、韓国人観光客のノービザ化、若しくは既に規制緩和が実現している韓国人団体観光客と同様、個人観光客の査証申請時における提出書類の簡素化による観光客増加と雇用創出等への効果や不法就労等の問題点の検証を行う実験を、特区として実施することを要望する。
外務省	060040	60歳以上の韓国人個人観光客への短期滞在査証の発給手続の簡素化	出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	韓国人については査証が必要である	D-4		韓国人に対しては、愛知万博の開催期間にあわせ明年3月初めから9月末日までの期間限定査証免除を実施する予定であり、この期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討することとしている。貴県からの要望についても、期間限定査証免除の結果を見つつ検討していきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	「期間限定査証免除の結果を踏まえて検討」とあるが、どのような指標により判断することになっているのか、お教え願いたい。査証免除期間内に検討状況経過を公表するのかどうか、お教え願いたい。	期間限定査証免除の結果を踏まえた恒久的査証免除措置については、査証免除が与える各種影響等を総合的に検討した上で決定すべきであると考えている。査証免除期間内に検討状況を公表するか否かについて、その必要性を含めて適宜状況を判断しつつ、対応していきたい。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D-4		恒久的査証免除措置が実施される場合には、それにあわせて観光客誘致などの対策が効果的に講じられるよう、査証免除時期の決定を速やかに行っていただきたい。	1112	1112030	長崎県	しま交流人口拡大特区	短期滞在査証の発給手続の簡素化	既に規制緩和が実現している韓国人団体観光客と同様、対馬を訪れる60歳以上の韓国人個人観光客について、査証発給に必要な書類のうち、在職証明書等、職業に関する書類の提出を免除するものとする。	韓国との国境の島「対馬」において、韓国人観光客のノービザ化、若しくは既に規制緩和が実現している韓国人団体観光客と同様、個人観光客の査証申請時における提出書類の簡素化による観光客増加と雇用創出等への効果や不法就労等の問題点の検証を行う実験を、特区として実施することを要望する。

06 外務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	
外務省	060050	上海～長崎間の定期航空路線を往復利用する中国人団体観光客のビザ免除	出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	中国人については査証が必要である	C		本年9月15日より、中国国民訪日団体観光の査証発給対象地域が拡大されたところであり、更なる緩和措置については、本件団体観光制度の運用状況及び不法滞在、不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ適切な措置を検討していきたい。ただし、地域限定の査証免除措置については、査証免除の対象とならない中国人が特区制度を悪用して来日する可能性が高く、困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	本県と中国とはゆかりが深く、それは全国に4箇所しかない中国総領事館が本県に、しかも、本県のみを業務管轄区域として設置されていることから明らかである。県ではこれまで上海に県上海事務所を設置し、中国との交流を深めてきたところであるが、長崎～上海定期航空路線の存続は本県と中国との交流に必要不可欠であることから、今回の特区提案を行ったものである。査証免除が困難な状況は理解できるが、例えば団体観光客で一定の条件を満たせば、査証免除ができないか検討をお願いしたい。また、仮にどうしても査証免除が認められない場合、上記の一定の条件を満たせば、査証取得手続きが簡素化されたり、審査期間を短縮できるといった措置がとれないか併せて検討をお願いしたい。	現時点で査証免除を実施することは困難であるが、地方自治体が招聘する場合など我が国に招聘者が存在する場合には団体観光によらずとも短期滞在の査証の発給が可能である。右手続きの簡素化については、現時点で具体的な内容やスケジュールを示すことは困難であるが、各種影響等を総合的に考慮しつつ検討を行っているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			下記のような、期間限定、訪日団体限定に係る査証免除について検討をお願いしたい。 1 愛知万博期間中(平成17年3月25日～9月25日)において、下記の、のいずれかの条件を満たす団体 長崎県及び県下市町村が招へいする中国人団体 県及び県下市町村が出資する国際交流団体が招へいする中国人団体 2 長崎ランタンフェスティバル期間中(平成17年は、2月9日～23日)において、長崎県観光連盟が造成している長崎県周遊型旅行商品「長崎風情游」(ながさきふうじょうゆう 往復上海～長崎線利用商品)ツアーへの参加団体	C	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1113	1113010	長崎県	「上海～長崎、国際観光特区」	上海～長崎間の定期航空路線を往復利用する中国人団体観光客のビザ免除	中国人団体観光客については、出入国管理及び難民認定法第6条第1項の規定により、中国指定旅行会社が取り扱う5名以上概ね40名以下の団体旅行者については、有効期間3ヶ月、短期滞在期間15日間の一時短期滞在査証(ビザ)を取得しなければならぬが、上海～長崎間の定期航空路線を往復利用して長崎のみを訪問する場合、特例として短期滞在査証を免除する。	現在、広告助成等により上海～長崎間の定期航空路線の利用促進を図るとともに、「上海～長崎ウイーク」の開催をはじめ、上海市と本県の交流促進のための取り組みを積極的に行っているが、これらの取り組みに加え、提案する特区の実現により、さらなる同路線の利用促進及び上海からの観光客増加を図る。
外務省	060060	「京都海外人材特区」構想(JETプログラム実施要領の改正)	JETプログラム募集要項	外国語指導助手は教育委員会又は中・高等学校に配置され、所属長や校長の指示を受け、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事することとしており、中・高等学校における日本人教師の補助等の本来業務だけでなく、必要に応じ、地域における国際交流活動への協力などができる。	D-1		現行の規定により対応可能。外国語指導助手は、所属長や校長の指示の下、本来業務に支障のない範囲内で、在住外国人に対する教育活動等を行うことが可能。なお、在住外国人に対する教育活動等に専従させる必要がある場合は、JETプログラムにおいては他の職種である国際交流員を配置することにより対応可能。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	新たに国際交流員を招致するのではなく、現在活動しているALTの有効活用を目的としており、より積極的に出身国の子どもの教育に関わってもらうため、資格外許可を申請するとなし(業務に従事できる制度が有効である。	現在活動している外国語指導助手を活用する場合でも、本来業務に支障のない範囲内であれば、在住外国人に対する教育活動等を行うことが可能である。					1134	1134014	京都府	「京都海外人材特区」構想(JETプログラム実施要領の改正)	1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者(家族滞在、在留)が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるような資格要件を緩和、言語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限り週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長(最長1年まで)または、新たな在留資格「就職活動」(仮称)の創設	特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。(左欄1、2関係) 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。(左欄4、5関係)			

06 外務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
外務省	060070	外国人研究者の短期滞在査証取得手続きの簡素化及び審査期間の短縮	出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第1項13号	査証申請に際し、申請人に対して、必要な書類の提出を求めている	C		これまでも査証発給手続の簡素化、審査期間の短縮については、出入国管理等の観点から検討し、実施しているところであり、今後とも各種影響を総合的に考慮しながら、引き続き前向きに検討していきたい。	提案特区内の特定機関に招聘される外国人研究者に限定することで、本提案を実現できないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「先端光科学技術特区」で既に認定いただいている外国人研究者の在留資格延長、外国人の入国、在留申請の優先処理によりSPring-8や兵庫県立大学における外国人研究者の利便性が高まり、その受け入れが着実に進むなど特区認定による一定の効果が現れている。 本県としては、こうした外国人研究者の長期受け入れに加え、学会をはじめとする研究交流も一層促進することを旨とし、研究者に限定して短期の受け入れを図っていきたくと考えているので、提案内容の実現に向けた検討をお願いしたい。 とりわけ、国や地方公共団体認可の公益法人や兵庫県立大学等の公的機関に関し、短期滞在査証取得の際に必要な法人登記簿、原本や納税証明書等の書類の軽減について実現をお願いしたい。 またSPring-8については、大型先端研究施設として、国としても今後の国際的な研究利用の促進に力点を置いており、研究者の来日が増加することが見込まれるため、提案内容の実現は地域のみならず、国にとっても有効なものと考えられる。 貴省の回答は、「今後とも各種影響を総合的に考慮しながら、引き続き前向きに検討していきたい。」ということであるが、 <u>具体的な内容やスケジュールを明確に示して回答をお願いしたい。</u>	短期滞在査証の手続簡素化については、現時点で具体的な内容やスケジュールを示すことは困難であるが、各種影響等を総合的に考慮しつつ検討をおこなっているところである。なお、ロシア人については既に短期滞在査証を原則として4労働日で発給しているが、個別の案件によっては審査が長引くことがありうることも御理解願いたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、地方公共団体が主催・共催するような会議等について、手続きの簡素化・迅速化を図ることが出ないか再度検討し、回答されたい。	「短期滞在査証の取得手続きの簡素化」については、現在検討中ということであるが、本県において光科学技術分野の国際的な研究交流を一層推進していくために必要なことであるため、書類の軽減を図る等の手続きの簡素化の早期実現をお願いしたい。 「審査期間の短縮」については、ご回答のとおり、個別の案件によっては結果的に審査に時間を要することがあることは十分理解しているところであるが、学会や研究会等への招聘・参加に当たり、時間が切迫しているケースも多々あることから、原則4労働日で発給していただくよう配慮をお願いしたい。		地方自治体が主催・共催し、招聘元となる事業に関しては、個別の事情もふまえて、更なる迅速化がどのような場合に可能か、検討を行うこととした。なお、ロシア人に対する審査期間の短縮については、現在においても問題がない場合には4労働日で短期滞在査証を発給しており、時間を要するものは、書類不備や疑義があるケースに限らせていることを申し添える。	1226	1226010	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区構想	外国人研究者の短期滞在査証取得手続きの簡素化及び審査期間の短縮	短期滞在査証取得手続きの簡素化 添付書類（招聘機関に関する資料（法人登記簿原本、納税証明書、会社・団体案内、入国目的疎明資料））の省略 審査期間の短縮 現状の審査期間は1週間～1ヶ月程度と幅が広い（特にロシア人、中国人は日数を要する） 原則どおり申請後4労働日で査証を発給する。	大型放射光施設SPring-8等への外国人研究者の受入促進	